

平成 3 1 年度第 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 1 年 4 月 1 7 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成31年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成31年4月17日(水) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 平成31年4月17日(水) 午後2時49分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(2名)

1番	野月弘行君	12番	豊川洋人君
----	-------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

旧十和田町	白山雄治郎君	旧十和田町	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	深持	下久保トキ子君
切田	若沢弘幸君	切田	中川原彰造君
大深内	立崎和寿君	伝法寺	小笠原秋彦君
東部	山端至誠君	藤坂	松田賢志君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

大深内 工 藤 武 彦 君          六日町 竹ヶ原 竹 夫 君

8. 会議に付した案件

報告第 1 号    専決処分の報告について  
報告第 2 号    平成30年度十和田市農業委員会事業報告について  
報告第 3 号    農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第 4 号    農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第 5 号    農地の転用事実に関する照会について  
報告第 6 号    農用地利用配分計画の認可について  
議案第 1 号    農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第 2 号    十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第 3 号    十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 号    農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第 5 号    遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について

9. 議事録署名委員

2番 小 田 正 喜 君          6番 竹 浦 寿 広 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次 長	高 橋 克 彦
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主 査	山 崎 和 也	事務局 主 査	中野渡 礼 央
事務局 主 査	椛 木 信 人	事務局 主 査	吉 田 武 範

11. 書 記

事務局 主 査    山 崎 和 也

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員、12番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成31年4月5日に告示招集いたしました平成31年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。2番 小田 正喜 委員、6番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には、山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件でございます。2ページをお願いします。専決第1号、職員の人事異動の実施について。十和田市農業委員会事務局職員の平成31年3月31日付及び平成31年4月1日付人事異動を次のとおり実施する。平成31年3月28日付で専決処分をしております。3月31日付発令の退職となる職員は、事務局長 市澤 新吾 が定年退職しております。次に4月1日付発令の出向により任命となる職員は、選挙管理委員会事務局長から 今泉 卓也 が事務局長となりました。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長 (力石堅太郎君) 次に報告第2号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (今泉卓也君) 3ページをお願いいたします。報告第2号、平成30年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件でございます。4ページをお願いいたします。平成30年度十和田市農業委員会事業報告は、4ページから12ページになります。主なものを抜粋してご説明いたします。1. 農業委員会の概要は、(1) 委員の定数は、どちらの委員も定数どおり在職しております。(2) 事務局の構成は、定数12人に対し、9人となっております。(3) 会議の開催状況は、合計32回行いました。5ページをお願いいたします。2. 農地対策事業について、(1) 権利の移転、設定、転用関係。①農地法第3条による権利の移転、設定は、合計317件、229.4ヘクタールで、昨年より36件、20.8ヘクタールの増となっております。②農業経営基盤強化促進法による権利の移転、設定は、合計50件、30.7ヘクタールとなっております。6ページをお願いいたします。③農地中間管理事業による権利の設定は、合計288件、233.0ヘクタールで、昨年より2件、34.6ヘクタールの減でした。④賃借権の合意解約は、153件、97.4ヘクタールでした。⑤相続等の届出は、131件、200.0ヘクタールで、あっせん希望はありませんでした。⑥農地法第4条、第5条の転用申請は、86件、15.0ヘクタールで、昨年より8件の増、1.4ヘクタールの減でした。⑦農地法第3条許可の取消しは、2件、16.4ヘクタールでした。7ページをお願いいたします。⑧農地法第4条、第5条の転用許可の取消しは、1件、0.01ヘクタールでした。(2) 登記関係は、39件、27.0ヘクタールでした。(3) 農用地利用調整会議は、10回、調整件数45件、29.9ヘクタールでした。(4) 諸証明、意見書交付関係は、①農地の競売に係る適格者証明書は、3条に係るものが17件、5条に係るものはありませんでした。②農業振興地域整備計画の変更に係る意見書は、21筆、47.7ヘクタールでした。8ページをお願いいたします。③裁判所、法務局等の照会件数は、合計67件、112筆、19.7ヘクタールで、昨年より27件、10.7ヘクタールの増でした。調査結果は、農地回答、非農地回答ともに9.7ヘクタールとなっております。⑤贈与税、相続税の納税猶予等に係る証明書等は、計14件でした。⑥工事完了報告受付、確認書については、4条5条合わせて49件でした。9ページをお願いいたします。⑦耕作証明書の発行は、合計1,278件で、昨年より26件の減でした。⑧耕作放棄地に係る農地法第2条第1項についての判定は、非農地該当28件、9.7ヘクタールでした。(5) その他として、①から③は記載のとおりです。④遊休農地実態調査は、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を毎

年行うこととなっております。平成30年度の遊休農地パトロールは、10月に実施しました。平成29年度末の継続分に、平成30年度に新たに確認された遊休農地を加え、その後解消した面積の差し引きにより、現在残っている遊休農地は、108筆、約29.2ヘクタールとなっております。新たに確認された遊休農地面積と解消面積との差は7.4ヘクタールです。10ページをお願いいたします。参考として認定農業者数を記載しております。平成30年度末現在で、705件、昨年より20件の増となっております。3. 農業振興対策事業。(1) 担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援では、④農業後継者結婚対策について、交流会を2回開催し、参加者数は女性11名、男性15名となっております。11ページをお願いいたします。⑤農業者年金への加入推進は、平成30年度も加入推進部長及び農業委員の積極的な推進活動により、新規加入者12名と、目標7名を大幅に超えました。農業者年金の状況については、表に記載のとおりとなっております。⑥家族経営協定の普及及び締結促進は、新規3組が締結しました。延べ締結農家数は162組、実締結農家数は131組となっております。ちなみに、十和田市農業委員会では、委員4人、推進委員2人が締結済みです。(2) 地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開。①移動農業委員会の開催は、12ページをお願いいたします。沢田地区と立崎地区の2回開催されました。(3) 情報提供・広報活動の強化は、①のうぎょうと農業委員会を2回発行するとともに、市のホームページを随時掲載・更新し、農業委員会活動の情報提供に努めました。②全国農業新聞は3月末現在、127名が購読し、6名の減となっております。(4) 農政・研修活動の実施。①水稻作柄状況調査は、9月12日に5地区の調査、検討会を行いました。②農作業労賃等に関する調査は、農業関係機関との協議において、農作業の目安となる労働賃金及び機械利用料金の標準額を設定し、公表しました。③農政全般にわたる研修会の開催及び参加について、(ア)委員勉強会は、1回開催しました。(イ)国内農業視察研修は、北海道に委員5名、職員1名が参加しました。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。14ページから16ページになります。農地法等に係るものは9件、農地中間管理事業に係るものは3件、合計で12件、全て合意解約によるも

のです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）17ページをお願いいたします。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。18ページから20ページになります。今回は6件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はございません。1番2番は、自ら耕作するものです。3番4番は同一人です。4番は自ら耕作するものです。5番は一部を農地として管理、一部を自ら耕作するものです。6番は現況の一部は宅地、その他を自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）21ページをお願いいたします。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。22ページをお願いします。今回の照会件数は4件7筆で、現地調査は4月5日に実施し、法務局への回答は4月10日に行っております。1番はイーグルボウルの東側です。申請地は、①は昭和57年建築の貸家の敷地及び申請地の東側にある昭和60年建築のアパートの駐車場として、②も同アパートの駐車場及び通路として使用されおり、20年以上今の状態にあると考えられることから、非農地と回答しました。2番は、下水処理場から西に約750メートル先の十和田生コンの西側です。申請地は、①②とも原野又は雑種地の様相で、農地として相当期間利用されていない状況が見受けられることから、非農地と回

答しました。3番は、向切田集落内、集会所東側です。申請地は、住宅と道路の間に間口1メートル、奥行き30メートルほどの細長い土地で、20年以上経過した樹木が植えてあることから、非農地と回答しました。4番は、館入口バス停から南西へ約300メートルの所です。申請地は、住居と物置が田んぼにはみ出して建てられていて、20年以上経過していることから、非農地と回答しました。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）23ページをお願いいたします。報告第6号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は、今年1月22日開催の平成30年度第10回総会議案第58号で承認をいただいたものについて、3月29日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。24ページをお願いいたします。賃借権は24ページから38ページで、合計55件、164筆、37.7ヘクタールで、再設定はございません。貸借期間は、2年が1件、3年が2件、5年が12件、6年が1件、7年が4件、8年が1件、10年が33件、14年が1件です。39ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、39ページから57ページで、合計75件、277筆、63.3ヘクタールで、再設定はございません。貸借期間は、2年が1件、5年が23件、7年が1件、8年が2件、10年が46件、15年が1件となっております。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

議長（力石堅太郎君）はい。

委員（米田一典君）ちょっと教えてください。近頃、使用貸借が何回か総会で非常に多くなりました。前は賃貸借ばかりが出ていたんですが。で、中間管理機構は確か貸人から、いわゆる甲といいますか、貸人から手数料を、確か5パーセントだったと思いますが、これをいただいて運営してるやに聞いておりますが、この使用貸借になりましたら、手数料は取らないんですか、取るんですか。どういう定



めになっていきますか。

農地係長（越田守君）農地係長の越田です。手数料に関してのお問い合わせですが、使用貸借につきましては、手数料は中間管理機構には払うことはありません。取らないということになっております。

委員（米田一典君）ああ、そうですか。で、実はですね。たぶん使用貸借のくちだと思っと思うんですが、近頃、耕作、中間管理機構から借りた方が別な人に作業をさせているのが見られるんですよ。これがですね、まあ中間管理機構の決まりはたぶん、次の借人に貸しますよというふうなたぶん定めになっていると思うんですが、その農地を借りた方がまた別な人に作業させる、これあの、農地法からいいますと、又貸しって言うんですか。そういうふうにすると思うんですが、これがそういう行為をしていいのか悪いのか、その辺のところを知っていたら教えてもらえればありがたいなと思います。

農地係長（越田守君）米田委員のご指摘の点で、いわゆる借り手、耕作者の方が中間管理で定める耕作者と違う方が実際には作業しているのではないかと、そういう事例があるようだというのをご指摘でしたが、私としましてはそのことは今回初めてお聞きしたところなんです。ただし、米田委員のおっしゃっていることが実際あればですけれども、やはりそれは又貸しに該当すると思われまますので、本来のかたちではないことになろうかと思えます。またその事実等が確認されましたならば、中間管理事業につきましては、実施主体と申しますか、事務的な手続きは農林畜産課で行っているところなんですけれども、農林畜産課または中間管理事業の実施主体であります農林業支援センターのほうにも必要があれば情報提供して、その事実がそうであるならば、なるべく対処等、市の農業委員会からもお願いしたいと考えております。

委員（米田一典君）最後。実は私ども委員としましては、そういう声が仮にあったとすればですよ、すみやかにその、解約なんかしてですね、別な人に貸したほうが良いのかなと、そういう指導をするべきだなというふうに、私も思っているんですが、そういうことを私どもが、こうやったほうが良いよと言って良いものか悪いものかですね、「なに、そんなのからこしゃぐ（何にでも首を突っ込むの意）だ」と喋られても困るし、だから痛し痒しでこう黙って見ているんですけども、その辺のところを喋って良いものなのか、悪いものなのかと。で、一言だけ、私どもに勉強させてください。

農地係長（越田守君）やはりですね、本来的には法律に基づいて貸し借りがなっているものでありますし、また、中間管理事業につきましては、中間管理機構を介しまして、出し手の方と借り手の方で貸し借りをするというのは法的に認められた制度でありますので、それと実際の使用者が違うというのは本来のかたちからいくと

適正ではないと思われます。ただし、場合によってはですけども、常時耕作しているのではなくて、例えばですね、耕作者の都合で、病気ですとか、長期に留守にするとか、ということがあって一時的に誰か別の人を頼んで、一時的に耕作しているとかいう事実があれば、そこはやむを得ない事情かなとは考えられますけれども、やはり年間を通して実際の届出をされている借り手と別な方が常時耕作をしている状況が事実であるならば、やはり法律に基づいて解約等の手続きはすべきものと考えます。また、そこらにつきましても、地元の状況は農業委員または推進委員の皆様がご承知かと思いますので、しかるべきことをご指導なりはお願いできれば良いのかなと思いますが、トラブル等発生しないように注意をもってあたっていただければと思っております。また、委員の皆様が直接、その該当農家に言いにくいという場合につきましては、事務局もしくは事務局からご連絡いただきますと農林畜産課なりのほうにも情報提供して農林畜産課のほうなりで対処することも考えられますので、ご連絡いただければと思います。以上です。

議 長（力石堅太郎君） どうですか、米田委員。

委 員（米田一典君） はい。わかりました。

議 長（力石堅太郎君） その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、外山委員、野崎委員の3名です。4月5日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議 長（力石堅太郎君） 次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 58ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君） 第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計3

1件で、このうち所有権移転が14件、賃借権設定が14件、使用貸借による権利の設定が3件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号1番から60ページの11番までは、相手方要望による売買です。申請番号12番から14番までは贈与で、これら3件は全て知人へ贈与するものです。62ページからは賃借権及び使用貸借による権利の設定で、申請番号1番から13番までは労力不足により賃貸借を行います。64ページの14番は、個人の認定農業者がこの度法人を設立し、法人として農業経営を行うもので、新規就農の対象となります。申請番号15番から17番までは使用貸借による権利の設定で、15番は労力不足により、16番と17番は相手方要望により賃借します。このうち、17番は親から農地を借り受けて新規就農するものです。これら新規就農の2件について、営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。なお、所有権移転の1番から14番まで、賃貸借の1番から17番までの、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）66ページをお願いします。議案第2号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。3番 外山康仁 委員、お願いいたします。

報告委員（外山康仁君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。4月5日午後、北上班長、野崎委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、所有権移転による売買3件です。申請地は全て、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。売買理由は、申請番号1番と3番は労力不足のため、2番は負債整理のため、となっています。申請地は全て、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の3件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を4月5日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）外山委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第2号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）68ページをお願いいたします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。69ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。貸借権の設定は、69

ページから71ページで、合計7件、40筆、10.2ヘクタールです。利用権設定期間は、1番から3番が10年、4番が20年、5番から7番が5年となります。72ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、72ページから75ページで、合計10件、61筆、14.7ヘクタールです。利用権設定期間は1番が3年、2番と8番が5年、その他が10年となります。10番の\_\_\_\_\_さんが経営転換協力金の対象となります。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第3号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）76ページをお願いします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。7番 野崎 さち子 委員、お願いします。

報告委員（野崎さち子君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は4件です。申請番号1番の転用事由は普通住宅の建築です。申請者は現在妻子とともに実家で親と同居していますが、このたび申請地に自己住宅を建築し、親から独立して妻子と暮らす計画です。申請番号2番の転用事由は、資材置場、重機置場及び従業員の駐車場整備です。申請者は、申請地の隣接地と併せてこれらの事業を実施しようとするもので、隣接地は3月の総会で非農地判定した土地であり、現在地目変更の申請中です。申請番号3番の転用事由は、ボーリングにより地質調査を行うものです。申請者は申請地において風力発電用の風車2基と変電施設1か所を整備する計画で、その前段として一時転用によりボーリング調査を実施するものです。申請番号4番の転用事由は、砂利

採取です。地権者3人から農地を借り受けて事業実施するもので、期間は1年間の一時転用となります。申請地の場所ですが、申請番号1番は後澤商店から南に約300メートルほど先の地点です。2番は十和田観光電鉄三本木営業所から北に約200メートルほど先の地点です。3番は県道青森田代十和田線沿いのやすらぎの駐車帯付近です。4番は向切田集落の集落排水処理施設の北側です。次に農地区分についてですが、申請番号1番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号2番は用途地域内ではありませんが、申請地からおおむね300メートル以内にバスターミナルがあることから、こちらも第3種農地の該当となります。申請番号3番は事業実施に先立ち農振除外の手続きを済ませており、第1種農地となります。申請番号4番は農振農用地区域内の農地です。3番及び4番はともに期間1年以内で一時転用するものであることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）野崎委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）78ページをお願いいたします。議案第5号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づき、別紙のとおり非農地判定することを承認を求める件でございます。79ページをお願いいたします。非農地判定については、3月開催の第12回総会において、41筆全てが非農地として承認されましたが、今回の3件は、総会終了後に所有者等から、非農地判定についての承諾書が提出されたことから、追加分

として上程するものです。以上でございます。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成31年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時49分 —————